

進路だより

県立向の岡工業高等学校 定時制総合学科
学習支援グループ 令和3年10月8日発行（第206号）

Classroomでも配信しています。

【全年次】

県内労働者の最低賃金 **1,040**円へ 10月1日(金)から28円アップ 給与明細を確認しよう！

10月1日より神奈川県内の最低賃金は、28円増えて1,040円となりました。

神奈川県の最低賃金は一昨年まで4年連続で毎年20円を上回るペースでアップし続けてきました。しかし、昨年は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による経済への大きな影響もあり、引上げ率は対前年比0.1%増の1円増にとどまりました。

政府は今年6月に策定した方針の中で「最低賃金の引上げが不可欠である」としており、「全国加重平均が1,000円となることを目指す」との目標も設定しています。

最低賃金制度

最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、雇用主はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとしている制度です。

雇用主が最低賃金以下で労働者を働かせることは明確な法律違反であり、50万円以下の罰金と定めています。

(1) あなたの時給は最低賃金以上でしょうか？

今回の最低賃金アップに伴い、これまで最低賃金または最低賃金に近い金額で働いてきた方の職場では事業主が時給を引上げなければなりません。

しかし、手続きのミスなどにより引上げられていないケースもあるので、給与明細をしっかりとチェックしましょう。また、給与明細をしっかりと見る習慣をつけることにより、自分の勤務時間が正確に記載されているのか、給与計算は間違えていないのかといった確認ができるので心がけるようにしましょう。

| 地域別最低賃金 | |
|---------|--------|
| 神奈川県 | ¥1,040 |
| 東京都 | ¥1,041 |
| 埼玉県 | ¥956 |
| 千葉県 | ¥953 |
| 栃木県 | ¥882 |
| 茨城県 | ¥879 |
| 群馬県 | ¥865 |
| 全国加重平均額 | ¥930 |

(2) 最低賃金がアップしているからフリーターでも大丈夫？

最低賃金のアップは、アルバイトをしている多くの労働者にとって喜ばしいことです。しかし、「卒業後もアルバイトでいい」という判断については、慎重になるべきだと思います。その主な理由を①～③で説明します。

①雇用・賃金等の安定性に課題がある

アルバイトは会社の経営が厳しくなった場合、解雇される可能性が高いのが特徴です。その点、正社員の解雇は会社にとってはハードルが高く、雇用の安定性を考えると有利であるといえます。

また、正社員の場合には賃金や手当の保証が手厚い傾向もあります。昨年の4月には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で、多くの企業が休業しました。本校の卒業生が就職した企業（接客サービス系）でも2か月にわたって自宅待機が命じられたそうです。法律上は会社の都合で休業とした場合「平均賃金の6割以上の休業手当を支払う」ことになっていますが、卒業生が働く職場では休業期間中も満額の賃金が支給されたとのことでした。

②「経験者」として正當に評価されない可能性がある

正社員になると、会社の仕事内容の深い部分までかかわるチャンスが増えます。その過程では仕事上の様々な経験ができ、たとえ転職の必要が生じた場合でも何年か仕事をしていれば「経験者」として扱われます。しかし、アルバイトの場合、長期にわたって仕事をしていて、その経歴を職歴欄に記載しても「経験者」として正當に評価されないケースが目立ちます。

③正社員が賃金以外に得られる報酬

多くの企業には賃金以外に「福利厚生」などの金銭以外の報酬があります。

「家賃補助」「子育て支援」「資格取得補助」「福利厚生施設の利用」「旅行費用補助」など、企業によって内容は異なりますが、労働者の労働意欲を向上させる様々な取り組みがあります。

「高卒正社員の初任給が“フルタイムでアルバイトした場合”とあまり変わらないからアルバイトでいい」という考え方の落とし穴はここにあります。